

総行市第104号
令和6年9月26日

各都道府県総務部長
（市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局長
（地域コミュニティ担当課扱い）

殿

総務省自治行政局市町村課長
（公印省略）

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）は、令和6年6月26日に公布され、本日施行されました。

また、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第297号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第87号）についても、本日公布及び施行されました。

つきましては、本法改正により新たに創設された「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について、別添のとおりまとめましたので、執務上の参考として通知します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

地方自治法第 260 条の 49 に規定する 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について

目 次

1. 指定地域共同活動団体制度の創設経緯、趣旨等
 - (1) 制度創設の経緯・必要性等
 - (2) 制度の趣旨・概要等
2. 指定地域共同活動団体の指定について
 - (1) 指定の対象
 - (2) 指定の要件
3. 市町村による特定地域共同活動に対する支援等について
 - (1) 市町村による特定地域共同活動に対する支援
 - (2) 市町村長による指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表
4. 市町村に対する調整の求めについて
5. 随意契約に関する特例について
 - (1) 随意契約による委託の特例の概要
 - (2) 透明性・公正性の確保のための手続
 - (3) 指定都市の締結する特定調達契約に該当するものの取扱い
6. 行政財産の貸付けに関する特例について
 - (1) 行政財産の貸付けの特例の概要
 - (2) 民法と借地借家法の規定の適用除外
 - (3) 行政財産の貸付けに関する長の総合調整権
7. 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組みについて
 - (1) 市町村長による指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該活動に対する支援の状況の公表
 - (2) 市町村長による報告徴収
 - (3) 市町村長による措置命令
 - (4) 市町村長による指定の取消し
8. その他
 - (1) 制度の導入・運用に当たって必要となる条例等の整備
 - (2) 市町村議会による関わり

1. 指定地域共同活動団体制度の創設経緯、趣旨等

(1) 制度創設の経緯・必要性等

ア. 制度創設の背景・経緯等

人口減少や少子高齢化が進行し、生活サービスが低下している中山間地域等においては、将来的に暮らし続けることができる持続的な地域づくりのため、「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）等の施策が推進されており、地域住民自らが生活サービス等の提供の主体となり得る地域住民主体の組織を形成することが期待されている。

一方で、都市部においても、人口減少や少子高齢化、地域住民のつながりの希薄化により、地域コミュニティの衰退が進んでいるほか、市町村の厳しい財政状況等により地域へのきめ細かな公共サービスの維持が困難となる状況も見られる中で、地域における様々な団体、住民等が新たな組織を形成し、行政との協働による地域運営に取り組む事例が増えている。

こうしたことを踏まえて、第32次地方制度調査会の答申(令和2年6月26日)では、人口減少・少子高齢化等に伴い、今後2040年頃にかけて、地域社会では様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域課題の多様化・複雑化が想定される中で、住民が快適で安心な暮らしを持続的に営むことができるようにするため、これまで行政等が担ってきた様々な機能について、コミュニティ組織、NPO等、地域社会の多様な主体が連携・協働し、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要との提言が示された。

そして、そのために、地域社会を支える多様な主体の組織的基盤を強化していくことや、市町村が多様な主体の連携・協働のプラットフォームを構築していくことの必要性とともに、市町村としてこれらの主体の活動を支えていくことが求められているとの指摘がなされた。

また、総務省が令和4年にまとめた「地域コミュニティに関する研究会」報告書では、地域コミュニティの様々な主体間の連携について、自治会等とNPO、各種団体、専門家等との関係をどのようにすれば強化できるかとの検討を行い、市町村による多様な主体に係る情報の把握及び「見える化」や、人材や財源面での主体間連携のサポートなどを提言している。

さらに、第33次地方制度調査会の答申(令和5年12月21日)では、公共私連携、地域における共助の仕組みを支える主体間の連携の視点から、

- 地域の課題を共有し、解決していくため、多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み(プラットフォーム)を市町村が構築し、その活動を下支えすることにより、人々が快適で安心な暮らしを営むことができる地域社会を形成する取組は、今後、重要性を増していくこと、
- 市町村が構築した連携・協働のプラットフォームにおいて、多様な主体が活躍できるようにするため、地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体については、民主的で透明性のある運営等を担保し、具体的な要件・役割の設定や支援の方法等については市町村の自主性・主体性が尊重され、地域の実情に応じた取組ができるようにしつつ、法律上も、市町村の判断で、その位置付けを明確にすることができるようにする選択肢を用意して、活動環境を整備していくこと

が考えられるとの提言が示されたところである。

イ．制度創設の必要性等

地域社会において、様々な課題や資源制約が顕在化する中で、住民の暮らしを支えていくためには、地域社会の多様な主体が連携・協働し、生活サービスの提供や地域課題の解決の担い手として、より一層、主体的に関わっていく環境を整備することが必要とされている。

こうした観点から、例えば、安心安全な地域づくり、子どもの居場所づくりや高齢者福祉など、様々な活動を行う団体が参加して、住民同士の助け合い、支え合いを通じて地域運営を持続可能なものとする連携・協働の多様な枠組みづくりを進めている事例は増えており、近年では、地域の暮らしを支える重要な担い手として、また、地域における連携・協働のプラットフォームとしての役割を果たしている団体もある。

一方で、こうした団体についても、地縁による団体と同様に、人口減少や少子高齢化等の影響により、担い手となる人材や運営ノウハウの不足、活動拠点・活動資金の不足、他団体との連携や地域住民の活動への理解・当事者意識の不足などが課題となっており、地域の実情に応じて、自主的かつ多様な取組を行えるような環境を構築することを基本としつつ、必要に応じて、市町村が支援を行っていくことが期待されている。

現状では、各市町村の創意工夫により、市町村が条例等により地域課題の解決に取り組む団体を認定等し、活動助成金の交付や情報提供等の支援、団体が策定する計画等の尊重・市町村施策への反映などを行っている事例があり、これらの中には、認定を受けた団体が地域における多様な主体のプラットフォームとしての役割を担うなど、多様な主体と連携・協働して活動を行うことで、それぞれの強みを活かし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のための取組を効果的に進めている例も見られる。

このような取組も踏まえ、今後 2040 年頃にかけて生じる変化によって地域社会が様々な資源制約に直面し、住民ニーズや地域の課題が複雑化・多様化していく中で、市町村と地域の多様な主体が連携・協働して生活サービスの提供を担うことは、都市部・地方部を問わず普遍的な要請であることから、新たに地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)上に規定を設けて、「指定地域共同活動団体」制度が一般的な法制度として位置付けられたものである。

これにより、地域社会の担い手、住民など様々な主体との関係を、新たな時代に即したものとし、様々な主体が緊密に連携・協力し、役割を分担し合って、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、新たな時代に即した住民本位の地方自治の姿を目指していくことが期待される。

(2) 制度の趣旨・概要等

法第 260 条の 49 において、市町村は、事務処理に当たり、地域の多様な主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るという趣旨を明確化した上で、その趣旨を達成するため、指定地域共同活動団体制度の具体的な内容が規定されている。

指定地域共同活動団体制度の概要は、次のとおりである。

- ① 市町村長が、生活サービスの提供に資するものとして条例で定める特定地域共同活動を、地域の多様な主体と連携して行う団体について、団体からの申請に基づき、「指定地域共同

活動団体」として指定し、当該団体の活動を支援するとともに、関連する他の団体の活動との調整を行う。

② 市町村から指定地域共同活動団体への随意契約による関連する事務の委託及び行政財産の貸付けを可能とする。

③ 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための規定を設ける。

また、様々な地域課題に直面する市町村においては、地域の実情に応じて、本制度の活用を通じて、地域の多様な主体と協力し、

- 市町村が指定地域共同活動団体の活動を支援すること等により、地域の多様な主体による活動がより一層活性化されること
 - 市町村の事務と指定地域共同活動団体の活動の連携が促進されること
- などにより、地域における住民サービスを向上させることが期待される。

2. 指定地域共同活動団体の指定について

複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、地域の多様な主体の連携・協働の取組を広げていくためには、市町村が、生活サービスの提供に資する活動を、地域の多様な主体と連携して行う団体を、民主的で透明性のある運営等を担保しつつ、指定の対象とすることが適当と考えられることから、指定の対象及び要件については、下記のとおりとされている。

なお、本制度を導入するかどうかについては、市町村の判断によるものであり、導入する場合には、指定地域共同活動団体の指定の要件等を条例で定める必要がある。

（１）指定の対象

指定地域共同活動団体として指定することができる対象としては、次の２点を満たす必要がある。

ア．地域的な共同活動を行う団体であること

指定地域共同活動団体の指定対象となる団体は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる。

ここでいう「地域的な共同活動を行う団体」とは、当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体を指すものである。

イ．地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であること

本制度の趣旨は、地域住民のための生活サービスの持続的な提供の確保のために、住民を主体とした団体の活動を支援するものであることから、指定地域共同活動団体の指定の

対象となる団体は、住民を主たる構成員とする団体又は当該団体を主たる構成員とする団体としている。

具体的には、地縁による団体等が母体となり、福祉活動団体や老人クラブ・子ども関係団体など各種団体が参画する形態などが想定される。

なお、認可地縁団体とは異なり、全ての構成員が住民であること又は全ての住民が構成員となり得ることまでは求められないものである。

（２）指定の要件

指定地域共同活動団体の指定に当たっての要件は、地域の実情に応じて市町村の条例で定めることを基本としつつ、以下のとおりとされている。

ア．良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中にあっても、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動を行う団体が、指定の対象となるものである。

特に必要となる生活サービスの内容は、各地域の実情によって異なるため、具体的な特定地域共同活動の内容については、地域の実情に応じて、各市町村の条例で定めるとされている。

また、地域において、様々な資源制約等が生じる中でも生活サービスの持続可能な提供の確保を図るためには、他団体との連携による各団体の相互補完やスケールメリットにより、地域全体として効率的かつ効果的に生活サービスの提供を行うことが必要である。

イ．民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること

指定地域共同活動団体においては、市町村との関係において、指定の効果として、支援や調整、特例の適用（随意契約・行政財産の貸付け）などの特別な立場が与えられるため、当該団体の適正な運営が確保されていることが必要である。

特に、当該要件に関して市町村長の恣意的な運用を招き、また、要件該当性につき指定を受けようとする団体の予測可能性を損なうおそれがないように留意する必要がある。

こうしたことを踏まえ、要件設定過程の透明性・公正性や団体の予測可能性を確保する観点から、要件の内容は、民主的で透明性の高い運営その他適正な運営という規範的・抽象的な要素を、条例により具体化することとされており、その考え方は次のとおりである。

- i. 「民主的な運営」とは、構成員全員の意思に基づいて団体の運営に係る意思決定がなされていることをいい、具体的に条例で定める要件の例としては、代表者及び役員が構成員の意思に基づいて選出されていることなどが挙げられる。

- ii. 「透明性の高い運営」とは、活動状況や財務状況などが対外的に公開されていることをいい、具体的に条例で定める要件の例としては、活動報告や会計書類の公表などが挙げられる。
- iii. 「その他適正な運営」とは、前記以外の事項により運営の適正性が図られていることをいい、具体的に条例で定める要件の例としては、特定の者の排除等の不合理な構成員資格を設定していないことなどが挙げられる。

なお、国会における法案審議に際して、衆議院総務委員会及び参議院総務委員会における附帯決議の中で指摘されているとおり、指定地域共同活動団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために、市町村議会における事前及び事後のチェックを適確に行うことが求められていることについても留意されたい。

ウ. 一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていること

指定地域共同活動団体制度は、随意契約及び行政財産の貸付けの特例を設けている。

市町村が、これらの特例の対象となる契約を締結するに当たって、相手方の指定地域共同活動団体が法人格を有しない任意団体である場合には契約の主体となり得ず、いわゆる「権利能力なき社団」として、その代表者との間で契約を行うことが考えられる。

このため、指定地域共同活動団体のうち任意団体であるものが、上記契約の相手方となるに当たっては、団体の定款・規約等において代表者が決定されているなど、組織としての基本的な体制を備えていることが最低限必要であると考えられる。

そこで、一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていることが、指定地域共同活動団体の指定要件の一つとされている。

具体的には、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の5の2で、次の①～⑧の事項を規定している。

- ① 目的、 ② 名称、 ③ 主としてその活動を行う区域、 ④ 主たる事務所の所在地、
- ⑤ 構成員の資格に関する事項、 ⑥ 代表者に関する事項、 ⑦ 会議に関する事項、
- ⑧ 会計に関する事項

エ. 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること

アの活動内容、イ・ウの運営の適正性とは異なる考慮事項を反映させるため、市町村が条例で独自に要件を設けることが想定されている。

例えば、営利活動、宗教的活動、政治的活動等を行わないことを要件として規定することなどが想定される。

3. 市町村による特定地域共同活動に対する支援等について

(1) 市町村による特定地域共同活動に対する支援

支援の具体的な内容としては、地域の実情に応じた創意工夫による取組として、特定地域共同活動に係る活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等が想定される。

なお、地域の暮らしを支える重要な担い手となっている地域運営組織は、市町村と協力しつつ、地域の多様な主体と連携して、生活サービスの提供に資する活動を行うために、申請があった場合には、指定地域共同活動団体の対象となり得るところであるが、地域運営組織の運営支援等に必要な経費に対して、地方交付税措置が講じられている。

（２）市町村長による指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表

指定地域共同活動団体による特定地域共同活動の状況や当該団体への公金支出を含む市町村による支援の状況について、指定を行った市町村が自ら住民に対する説明責任を果たす仕組みが必要である。

このため、市町村長が、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況や市町村による支援の状況を公表することとされている。これにより、地域における生活サービスの提供を担う指定地域共同活動団体による活動等の状況を可視化することで、住民の便宜に資するとともに、地域的な共同活動を行う団体間の連携の促進が期待されるものである。

４．市町村に対する調整の求めについて

地域において人口減少・少子高齢化による様々な資源制約に直面する中でも、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保を図るためには、指定地域共同活動団体による単独の活動だけではなく、他の地域的な共同活動を行う団体と連携した活動により、地域全体として効率的かつ効果的に生活サービスの提供を行うことが必要である。

そのために、指定地域共同活動団体は、当該団体が行う特定地域共同活動と、他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うように、市町村長に求めることができる。

また、調整の求めを受けた市町村長は、必要があると認める場合、調整を図るために必要な措置を講じるものとされている。

その際には、住民福祉の増進を効率的かつ効果的に図るという指定地域共同活動団体制度の趣旨を踏まえて行う必要がある。

指定地域共同活動団体が、本制度により調整を求めることができる場合は、他の団体が行う活動との連携、すなわち互いに連絡を取り、協力し合って、相乗的に地域的な共同活動を行うことを目的とする場合に限られる。

また、調整の求めに係る連携の相手先となる活動を行う団体は、営利企業や、調整を求める指定地域共同活動団体の活動区域と異なる区域で活動する主体を含めて、地域的な共同活動を行う主体が幅広く対象となり得る。

一方で、指定地域共同活動団体と他の地域的な共同活動を行う団体がそれぞれ関連性のな

異なる活動を行う場合の調整や、特定地域共同活動以外の事項に係る調整は、本制度の対象とはならない。

また、当該措置の結果、必ずしも当事者間の調整が完了した状態になることまでは求められないものである。

5. 随意契約に関する特例について

（１）随意契約による委託の特例の概要

市町村の事務の処理に当たり、指定地域共同活動団体が行う当該市町村事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行うことにより、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られる場合には、法第 234 条第 2 項の規定の特例として、指定地域共同活動団体に対する事務の委託を随意契約により行うことができる。

具体的には、市町村からの委託事業との相乗効果により、指定地域共同活動団体の特定地域共同活動として行うサービスも充実し、結果として地域においてより効率的かつ効果的なサービス提供が可能となる場合が該当すると考えられる。

（２）透明性・公正性の確保のための手続

随意契約は、市町村の規則で定める手続によることとされており、当該規則においては、地方公共団体の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するための手続を規定する必要がある。

具体的には、平成 16 年 11 月 10 日付け総務省自治行政局長通知により示している地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号(障害者支援施設等を相手方とする買入れ等の契約)及び第 4 号(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として長の認定を受けた者を相手方とする買入れ等の契約)の規定による随意契約の例を参考に、おおむね次のような内容を規定することが想定されるものである。

- i. あらかじめ契約の発注見通しを公表すること
- ii. 契約を締結する前において、契約内容、複数の指定地域共同活動団体が対象となり得る場合には契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること
- iii. 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること

（３）指定都市の締結する特定調達契約に該当するものの取扱い

指定都市が、指定地域共同活動団体との間の事務の委託について、「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」が適用される特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)第 4 条)を締結するに当たっては、地方自治法施行令第 179 条の 2 の規定に基づき、特例政令第 11 条第 1 項各号に該当する場合に限り、随意契約

によることができる。

6. 行政財産の貸付けに関する特例について

（１）行政財産の貸付けの特例の概要

指定地域共同活動団体が市町村の行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、関連する市町村事務との相乗効果により、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、法第 238 条の 4 第 1 項の規定の特例として、その用途又は目的を妨げない限度において、指定地域共同活動団体に対して行政財産の貸付けができる。

具体的には、関連する市町村事務が行われる場所と近接する場所において、指定地域共同活動団体が提供するサービスの相手方の利便性がより高まる形で効率的かつ効果的に特定地域共同活動を行うことができるようになる場合などが該当すると考えられる。

また、「その用途又は目的を妨げない限度において」とは、当該行政財産を本来の用途に供するに当たって障害とならないこと、また、当該貸付けの設定が当該行政財産の本来の使用目的に反しないことを指し、その適用に当たっては、具体的事例に則して総合的に判断することとなるものである。

（２）民法と借地借家法の規定の適用除外

指定地域共同活動団体に対する行政財産の貸付けについては、賃貸借等の契約に基づくものであることから、原則として民法(明治 29 年法律第 89 号)及び借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の適用がある。

その上で、今般の特例については、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動と市町村の事務の処理の連携・協働により、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境を持続的に確保するという本制度の趣旨を踏まえて、

- 建物の所有を目的とする土地・建物以外の行政財産について長期間の貸付けを可能とするため、民法第 604 条(賃貸借の存続期間及び更新期間を 50 年以下と規定)の規定を適用除外とする

とともに、

- 建物の所有を目的とする行政財産である土地について短期間の貸付けを可能とするため、借地借家法第 3 条及び第 4 条(借地権の存続期間を原則 30 年とし、更新期間についても規定)の規定を適用除外とする

こととされている。

（３）行政財産の貸付けに関する長の総合調整権

法第 238 条の 2 第 2 項の規定において、地方公共団体の委員会等が行政財産である土地の貸付け等であって長が指定するものをしようとするときは、長に協議しなければならないこととされている。一方で、行政財産である庁舎等の貸付けについては、長への協議の対象と

なっていない。

本制度における行政財産の貸付けの特例は、一般的な行政財産の貸付けに係る法の規定の特例であり、例外的な規定であることに鑑みると、法第 238 条の 4 第 2 項の規定による行政財産の貸付けと比較してより慎重な手続を経る必要がある。

このため、法第 238 条の 2 第 2 項の規定を準用した上で、土地以外の行政財産も含めて適用することとし、行政財産の貸付けに関する長の総合調整権として、例えば、市町村の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものが、本制度に基づき、行政財産である建物の一部を指定地域共同活動団体に対して貸し付けるときは、法第 238 条の 2 第 2 項の規定により当該建物の貸付けを市町村長が指定している場合、あらかじめ市町村長に協議しなければならない。

また、法第 238 条の 5 第 4 項から第 6 項までの規定を準用し、本制度における行政財産の貸付期間中に、市町村において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、貸付けを受けた指定地域共同活動団体が市町村長に指定された用途に供せず若しくは用途を廃止したときは、市町村は、その貸付けに係る契約を解除することができる。

さらに、指定地域共同活動団体に対する行政財産の貸付けは、当該指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の用に供することを目的としていることから、借受人である指定地域共同活動団体が、普通地方公共団体の長に指定された期日までに指定された用途に供せず若しくは指定された期間内にその用途を廃止したときの解除権の留保の規定（法第 238 の 5 第 6 項）についても、準用している。

7. 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組みについて

本制度は、指定地域共同活動団体の自主性・自立性を尊重することが基本であるが、指定の効果として、市町村から支援等を受け、一定の場合に、特例（随意契約・行政財産の貸付け）の適用を受けることができるなどの特別な立場を有することとなり、また、住民の日常生活に密接に関連する活動を行うことから、当該団体の適正な運営が確保されていることが必要である。

このため、指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組み及びそのための市町村の役割が、以下のとおり、定められている。

（１）市町村長による指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該活動に対する支援の状況の公表

前掲 3（２）を参照のこと。

（２）市町村長による報告徴収

市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の適正な実施を確保するため、当該団体から活動状況等の報告を徴収できる。

報告徴収の目的には、

- 当該団体が引き続き指定要件を具備しているか等の確認、
- 当該団体への適切な支援及び調整の実施、
- 当該団体の活動状況等の公表、
- 当該団体への随意契約及び行政財産の貸付けの特例の適用、
- 措置命令を行うべき状況かどうかの確認

のための情報の取得が含まれる。

このため、活動状況の報告以外に、指定地域共同活動団体が引き続き指定要件を具備しているか等を確認するために必要となる組織・運営に関する事項等についても、報告徴収の対象となることが想定される。

また、市町村が条例で独自に指定地域共同活動団体に対する義務・禁止規定を設けた場合には、それらの規定の遵守等を確認する目的も含まれる。

（３）市町村長による措置命令

市町村長は、指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するため必要な一定の場合に、当該団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

措置命令の要件は、指定地域共同活動団体の自主性・自立性を尊重する観点から、限定的に規定されており、具体的には、以下の場合である。

i．指定地域共同活動団体が指定要件を欠くに至ったと認めるとき

指定要件を欠くに至ったと認めるときであっても、市町村長の措置命令に基づき、指定地域共同活動団体が必要な改善措置を行うことで、再び指定要件を満たすことができる場合があることから規定されている。

ii．法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反するとき

「法令に基づいてする行政庁の処分」としては、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動についての関係法令に基づく行政処分等が該当する。また、「当該市町村の条例」とは、本条に基づく条例だけでなく、その他の当該市町村の条例一般が含まれる。

iii．運営が著しく適正を欠くと認めるとき

一般的には、指定地域共同活動団体の運営が著しく公共の福祉を害すると認められる場合が考えられ、その具体的な判断は市町村に委ねられるが、指定地域共同活動団体の自主性や自立性を尊重して判断する必要がある。

また、措置命令の対象は、指定地域共同活動団体制度の施行に必要な範囲に限られるものであり、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動以外の活動に関しては、直接は、措置命令の対象とならないものである。

さらに、「改善のために必要な措置」については、例えば、条例に定めた要件を欠いている場合はその是正を指導する等、改善のために必要と考えられる幅広い措置が含まれるが、指定地域共同活動団体の団体自治に制限を加えるような介入（例えば、役員の解任を求める等）までは認められないものである。

（４）市町村長による指定の取消し

指定地域共同活動団体としての適格性を欠くと認められる一定の場合に、市町村長は指定地域共同活動団体の指定を取り消すことができる。

指定の取消しを行うことができる事由は、具体的には、以下の場合である。

i．指定要件を欠くに至つたと認める場合であつて、措置命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであるとき

指定要件を欠くに至つたと認めるときであつて、その不備の程度が著しく、（３）の措置命令によって、指定地域共同活動団体が必要な改善を行い、再び指定要件を満たすことが期待できないことが明らかである場合を指すものであり、例えば、当該団体の活動の実態が全くない場合や著しく不適正な運営が行われている場合等が想定される。

ii．措置命令に違反したとき

例えば、必要な報告を行うよう措置命令を行ったにもかかわらず、必要な報告を行わない場合等が想定される。

iii．不正な手段により指定を受けたとき

例えば、団体の代表者又は構成員が、指定要件を欠いているにもかかわらず、指定要件を備えているかのように内容を偽って申請を行うなど、不正な手段により指定を受けた場合等が想定される。

iv．その他条例で定めるとき

各市町村の条例において独自に指定地域共同活動団体に対する義務・禁止の規定を置く際、当該規定に従わない場合等に指定の取消しを行うことができる旨を併せて規定する場合が想定される。

８．その他

（１）制度の導入・運用に当たって必要となる条例等の整備

指定地域共同活動団体制度の導入・運用に当たって、市町村が、地域の実情に応じて、条例等で定めることが想定される事項は、次のとおりである。

ア．法令上、条例に規定することが委任されている事項

① 指定地域共同活動団体の指定に必要な要件に係る事項

- 住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する地域的な共同活動（特定地域共同活動）の内容（法第 260 条の 49 第 2 項第 1 号関連）
- 民主的で透明性の高い適正な運営を確保するための具体的な要件（法第 260 条の 49 第 2 項第 2 号関連）
- その他条例で指定要件を定める場合の具体的内容（法第 260 条の 49 第 2 項第 4 号関連）

② 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保する仕組みに係る事項

- 市町村長による指定の取消しを行うことができる事由として、その他条例で定める事項（法第 260 条の 49 第 12 項関連）

イ. その他、制度の円滑な運用に当たって必要と考えられる事項

- 指定地域共同活動団体の指定の申請等に係る手続
- 指定地域共同活動団体に対する支援及び調整の内容
- 指定地域共同活動団体の指定の状況、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及び当該活動に対する市町村による支援の状況の公表に関する事項
- 指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための報告徴収、措置命令、指定の取消しに係る手続 等

ウ. 一定の場合に認められる随意契約の特例の適用に当たり、契約手続の透明性及び公正性の確保を図る観点から、契約締結の手続として規則で定めることが想定される事項

- ① あらかじめ契約の発注見通しを公表すること
- ② 契約を締結する前において、契約内容、複数の指定地域共同活動団体が対象となり得る場合には契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること
- ③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること

（２）市町村議会による関わり

地方自治法の一部を改正する法律案の法案審議に際して、衆議院総務委員会及び参議院総務委員会において、それぞれ附帯決議がなされており、この中で、「指定地域共同活動団体制度の創設に当たっては、随意契約による事務委託や行政財産の貸付けに関して、弾力的な運用を可能とする特例を設けることに鑑み、指定に係る団体の民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するため、事前及び事後チェックを適確に行えるよう、地方議会が一定の役割を担うこと」とされている。

指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組みとしては、指定要件の一つとして、民主的で透明性の高い適正な運営を確保するために必要な要件を備えることが求められているほか、市町村長による前掲 7（１）～（４）の仕組みが設けられているところである。

市町村議会においても、本制度の趣旨を踏まえて、指定の要件等を条例で定める際の議会による審議に加えて、公表される情報を踏まえ、市町村による支援や調整等に関して、予算の議決や決算の認定等における審議等を通じて、適確なチェック機能を果たすことが求められるものである。